

○学校法人金沢工業大学知的財産ポリシー

(平成20年4月1日施行)

改正 平成28年4月1日 平成28年6月1日
平成30年4月1日

1. 目的

学校法人金沢工業大学（以下「本法人」という。）は、建学の精神である「日本人としての誇りと確固たる精神を矜持し、国際社会に寄与し得る人材、次代の技術革新を担い得る人材、そして人類の豊かな発展を継承し得る人材の育成と産学一体の学術探求」を具現化するため、「人間形成」「技術革新」「産学協同」を三大建学綱領として掲げている。

本法人が設置する金沢工業大学、国際高等専門学校及び革新複合材料研究開発センターは、創設時から建学の精神及び建学綱領に基づいた真摯な教育実践と多彩な研究活動を通じて、その成果を広く社会に還元してきた。

“知の世紀”ともいわれる21世紀においては、社会の諸相はますます複雑化し、社会的ニーズも多様化が進んでいる。このような時代にあって、本法人がさらなる社会貢献に努め、その存在意義を高めていくためには、本法人が有する個性や特性の発揮により創出される研究成果を国内外や地域社会に対して積極的に提供することにより産業界等との連携強化を一層図る必要がある。

本法人における研究成果の社会還元を促進し、その活用を図ることは、本法人の使命、責務であり、社会からは直接的な貢献として高い期待が寄せられている。

こうした現状にかんがみ、本法人における創造的な研究活動による知的財産の取り扱いについて、保護、管理及び活用に関する適正な運用を図るとともに、本法人における研究活動の一層の活性化に資することを目的として、ここに本法人の知的財産ポリシーを定める。

なお、この知的財産ポリシーは、本学の教育研究プロジェクト等に基づいて本学学生が創出した発明等も対象とする。

2. 本ポリシーの適用対象者及び知的財産の範囲

(1) 対象者

本ポリシーの適用対象者は、本法人に勤務するすべての教職員、常勤の役員及びその他本法人が採用又は受入れた者（以下「教職員等」という。）とする。

(2) 知的財産の範囲

本ポリシーにおいて知的財産とは、発明及び特許権、考案及び実用新案権、意匠及び意匠権、商標及び商標権、半導体集積回路配置及び回路配置利用権、品種及び育成者権、著作物（データベース及びプログラムを含む。）及び著作権、研究開発成果としての有体物、技術情報並びにノウハウその他人間の創造的活動により生み出されるもの（以下「発明等」という。）のうち財産的価値を有するものをいう。

3. 研究成果の取扱い

(1) 権利の帰属

教職員等の発明等が、本法人の業務範囲に属し、かつ、その発明等に至った行為が本法人における当該教職員等の現在又は過去の職務に属するものである場合（以下「職務発明」という。）、教職員等の職務発明に係る権利は、本法人が承継するものとする。ただし、本法人が職務発明と認定しなかったとき又は権利を承継しないと決定したときは、その権利は発明等を行った教職員等（以下「発明者等」という。）に帰属する。

(2) 発明等の届出

教職員等は、発明等を職務発明と認めるときは、学会等での公表に先立ち、速やかに本法人に届け出なければならない。

(3) 認定及び権利の帰属の決定

職務発明の認定及び発明等の権利の承継については、学校法人金沢工業大学発明等審査委員会が審議決定する。

(4) 共同研究等における発明等の取扱い

企業又は他の法人等との共同研究等による発明等の権利の帰属については、共同研究等の契約において事前に定めるものとする。

(5) 出願

本法人は、発明者等から発明等の権利を承継したときは、速やかに出願等の手続を行う。

(6) 発明者等への補償

本法人は、承継した発明等の権利によって収入を得た場合は、発明者等に対し補償金を支払う。

(7) 権利の維持管理

本法人は、承継した発明等の権利について適宜見直し及び評価し、必要に応じて発明者等への権利の返還、放棄等の処分を行う。

4. 守秘義務

(1) 教職員等の責務

教職員等は、発明等の内容について守秘義務を負い、誠実に遵守する責任を有する。

(2) 守秘義務に関する啓発

本法人は、発明等の重要性及び財産的価値を強く認識し、教職員等に対して守秘義務に関する啓発を行う。

附 則

- 1 この知的財産ポリシーは、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この知的財産ポリシーは、平成 28 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 3 このポリシーは、平成 28 年 6 月 1 日から改正施行する。
- 4 このポリシーは、平成 30 年 4 月 1 日から改正施行する。